

第7回兵庫県後期高齢者医療広域連合
情報公開・個人情報保護審査会

議 事 次 第

平成27年7月14日（火）午後1時30分～
兵庫県後期高齢者医療広域連合会議室

1 開 会

2 議 事

(1) 審議事項

- ① 社会保障・税番号制度の導入に向けた特定個人情報保護評価の第三者点検
- ② 重複・頻回受診者訪問指導業務実施に伴う電話番号調査委託に関する被保険者データの提供について
- ③ 国保データベース(KDB)システムの後期高齢者医療と国民健康保険の突合（紐付け）機能における情報提供について

(2) 報告事項

- ① 国保データベース(KDB)システムの機能追加に伴うデータ提供について
（資料1）
- ② 条例改正案について
 - ・個人情報保護条例改正案（資料2-1）
 - ・情報公開・個人情報保護審査会条例改正案（資料2-2）
- ③ その他

3 閉 会

第7回 兵庫県後期高齢者医療広域連合
情報公開・個人情報保護審査会 資料
(審議事項)

平成27年7月14日

社会保障・税番号制度の導入に向けた特定個人情報保護評価の
第三者点検

特定個人情報保護評価書 第三者点検 チェックシート（審査の観点）
情報公開・個人情報保護審査会委員の結果まとめ

審査の観点

ア 適合性

【1】しきい値判断

しきい値判断に誤りはないか。

十分である 5人

課題が残されている 人

【2】特定個人情報保護評価の実施時期

適切な時期に実施しているか。

十分である 4人

課題が残されている 1人（坂井委員）

【3】住民意見聴取

(1) 適切な方法で広く住民等からの意見を求めているか。

十分である 4人

課題が残されている 1人（篠原委員）

(2) 適切な実施日及び期間となっているか。

十分である 3人

課題が残されている 2人（坂井委員、篠原委員）

(3) 得られた意見を十分考慮した上で、必要な見直しを行っているか。

十分である 3人

課題が残されている 2人（坂井委員、篠原委員）

意見

- ・マイナンバー制度は、個人のプライバシーに深くかかわる問題であるにもかかわらず、住民からの意見が全くなかったという事実は不可解である。（篠原委員）

【4】 評価書の記載項目

特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、当該評価書で求められるすべての項目について検討し、記載しているか。

十分である 5人

課題が残されている 人

イ 妥当性

【5】 特定個人情報を取扱う事務や使用するシステム

(1) 評価対象の事務全体の概要が記載されているか。

十分である 5人

課題が残されている 人

(2) 特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容は具体的に記載されているか。

十分である 5人

課題が残されている 人

(3) 事務に関わる者、使用するシステム、取扱う情報の流れは具体的に記載されているか。

十分である 5人

課題が残されている 人

【6】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセス

特定個人情報の入手方法、入手の妥当性、使用方法等は具体的に分かりやすく記載されているか。

十分である 5人

課題が残されている 人

【7】 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

(1) 委託先に個人情報ファイルを取扱わせることが必要な理由を具体的に記載しているか。

十分である 5人

課題が残されている 人

(2) 委託先を住民等が確認できるか、確認できる場合はどのように確認できるか具体的に記載しているか。

十分である 5人
課題が残されている 人

【8】 特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおけるリスク

特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定しているか。

十分である 4人
課題が残されている 人
空白 1人 (坂井委員)

【9】 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置について

1 特定個人情報の入手

① 目的外の入手が行われるリスク

十分である 5人
課題が残されている 人

② 不適切な方法で入手が行われるリスク

十分である 4人
課題が残されている 1人 (坂井委員)

③ 入手した特定個人情報が不正確であるリスク

十分である 4人
課題が残されている 人
空白 1人 (坂井委員)

④ 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

十分である 4人
課題が残されている 人
空白 1人 (三上委員)

【10】 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置について

2 特定個人情報の使用

- ① 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク
十分である 5人
課題が残されている 人

- ② 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク
十分である 5人
課題が残されている 人

- ③ 従業者が事務外で使用するリスク
十分である 5人
課題が残されている 人

- ④ 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク
十分である 5人
課題が残されている 人

【11】 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置について

3 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

- ① 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク
十分である 5人
課題が残されている 人

- ② 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク
十分である 4人
課題が残されている 人
空白 1人（坂井委員）

- ③ 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク
 十分である 5人
 課題が残されている 人

- ④ 委託契約終了後の不正な使用等のリスク
 十分である 5人
 課題が残されている 人

- ⑤ 再委託に関するリスク
 十分である 4人
 課題が残されている 人
 空白 1人 (坂井委員)

【12】特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置について

4 特定個人情報の提供・移転

- ① 不正な提供・移転が行われるリスク
 十分である 5人
 課題が残されている 人

- ② 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク
 十分である 5人
 課題が残されている 人

- ③ 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転して
 しまうリスク
 十分である 5人
 課題が残されている 人

【13】特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置について

5 特定個人情報の保管・消去

- ① 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク
 十分である 5人
 課題が残されている 人

- ② 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク
 十分である 5人
 課題が残されている 人

- ③ 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク
 十分である 4人
 課題が残されている 1人 (小川委員)

意見

- ・全項目評価書(案)33ページ「消去の手順」の「手順内容」における記載内容が、「高確法により . . . 保管する必要がある」とだけ記載されている。これは、消去手順を定めていない理由であり、「消去手順」の「手順内容」そのものではない。同旨のことは同22ページにも記載されているので、33ページのこの部分の記述は不要であるか、あるいは変更の必要がある。(小川委員)

【14】特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置について

6 その他のリスク

- ① 情報セキュリティに関し自己点検を定期的に行っているか
 十分である 5人
 課題が残されている 人

- ② 情報セキュリティに関し監査を定期的に行っているか
 十分である 3人
 課題が残されている 1人 (小川委員)
 空白 1人 (坂井委員)

意見

- ・監査については内部監査のみのものであるが、定期的な外部監査の必要性はないか。(小川委員)

- ③ 従業者に対する情報セキュリティ教育を定期的に行っているか
 十分である 3人
 課題が残されている 2人 (齊藤委員、坂井委員)

意見

- ・職員及び嘱託員の就任時には、新任担当者研修会を実施している。就任時以外にも、必要に応じて（年に1度実施）実施している。この、「必要に応じて」が、ややあいまいな印象を与えている。必ず、「年に1度実施」するのみか、最低でも「年に1度実施」し、加えて必要に応じて、さらに研修を実施する用意があるのか、より明確に記述することは可能でしょうか。（斉藤委員）

【14】

意見

- ・大規模災害時の備えに万全を期すため、バックアップデータを複数の遠隔地に保管する方策も検討すべきではないか。（三上委員）

【総合意見】

- ・特定個人情報保護評価指針等に定める実施手続きに適合していると判断し、再点検の必要な無いと考えられる。ただし、一部事項につき修正あるいは説明を求める（意見：消去手順、監査）。（小川委員）
- ・全体的には、対策が十分立てられていると評価させていただきました。ただ、昨今の、情報漏えい事件が相次ぐ中、システムへの不正侵入の危険性は常に存在します。システムは嚴重にプログラムされていても、結局、システムを操作する人の人為的ミスから問題が発生することもあります。システム操作の担当者のID番号はあらかじめ付与されると思いますが、パスワードについては、「セキュリティカード」等の使用で毎回その番号が変わるなど、システムに入るためのパスワードをより嚴重にすることで、不正侵入の危険性を減らすことは可能でしょうか。ただ、「セキュリティカード」等の使用が、現実的に可能か、あるいは効果があるのかどうかについてはご検討ください。（斉藤委員）

第7回 兵庫県後期高齢者医療広域連合
情報公開・個人情報保護審査会 資料
(審議事項)

平成27年7月14日

重複・頻回受診者訪問指導業務実施に伴う電話番号調査委託に関する
被保険者データの提供について

兵後広第336号
平成27年7月14日

兵庫県後期高齢者医療広域連合
情報公開・個人情報保護審査会 御中

(実施機関)

兵庫県後期高齢者医療
広域連合
山 中



諮 問 書

兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第8条第1項第4号の規定に基づき、下記の事項について貴審査会の意見を求めます。

記

兵庫県後期高齢者医療広域連合重複・頻回受診者訪問指導業務（以下「重複・頻回受診者訪問指導業務」という。）実施に伴う電話番号調査委託に関する被保険者データの提供について（条例第8条「提供の制限」に関して）

1 提供する個人情報

重複・頻回受診者訪問指導業務における訪問指導対象となる後期高齢者医療被保険者にかかるデータ
氏名及び住所

2 提供先

西日本電信電話株式会社

3 調査方法

兵庫県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）は、提供先事業者の電話番号照会記録サービスを利用する。広域連合は、所定の申込書及び電話番号照会用リスト（紙）を郵送（簡易書留）により提供先事業者に送付し、提供先事業者は当該リストに基づき電話番号を調査する。

4 データ返却について

提供先事業者は、電話番号調査結果を広域連合が提供する電話番号照会用リスト（紙）に直接記入後、広域連合が指定する方法（簡易書留）により当該リストを返却する。

5 個人情報の取扱いについて

電話番号照会記録サービスにて取扱う個人情報については、提供先事業者は「NTT西日本プライバシーポリシー」に基づき適正に取扱う。

兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（抜粋）

平成19年3月29日

条例第19号

（利用及び提供の制限）

第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等の定めがあるとき。

(2) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。

(3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、あらかじめ審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要があると実施機関が認めるとき。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により実施機関以外のものに個人情報を提供する場合において必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又は当該個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

重複・頻回受診者訪問指導業務について

1 概要

重複・頻回受診者に対して、保健師等により適切な訪問健康相談を行うことにより、被保険者の傷病の早期治癒及び健康の保持増進を図るとともに、医療費の適正化を図ることを目的として、平成26年度から実施している。専門事業者への委託によって実施する。

※平成27年度受託事業者は今後選定予定

2 業務内容

兵庫県内の後期高齢者医療の被保険者のうち、重複・頻回受診者を診療報酬明細書（以下、「レセプト」という。）情報等において、一定の条件を指定し、対象者を抽出し、対象者リストを受託事業者に提供する。

当該対象者リストより、受託事業者と広域連合職員と協議のうえ、訪問指導を行う候補者を抽出し、被保険者の意向を確認したうえで訪問対象者を選定する。

1人の被保険者につき、原則2回の訪問指導を行う。受託業者は、訪問指導を行った被保険者について、訪問指導票及び訪問指導報告書を作成するとともに、訪問指導後の効果測定及び分析を行う。

3 対象者の抽出条件等

(1) 重複受診者

ひと月に同一疾病で3か所以上の医療機関に受診し、かつ3か月連続している者

(2) 頻回受診者

3か月連続して1医療機関に対して15日以上受診している者

(3) 抽出範囲

兵庫県全域（41市町）

(4) 抽出人数 約1,500人

(5) 訪問指導予定人数 350人～400人

(6) 訪問指導予定時期 10月及び12月

4 提供するデータ

(1) 対象者リスト記載項目

「保険者番号」、「被保険者番号」、「生年月日」、「性別」、「診療年月」、「医科歯科の別」、「入外区分」、「給付割合」、「疾病コード」、「傷病名コード」、

「都道府県コード」、「点数表」、「医療機関コード」、「診療実日数」、「決定点数」、「郵便番号」、「氏名」、「氏名カナ」、「市町名」、「住所」、「電話番号」
提供方法は電子媒体による。

(2) 訪問前情報確認

被訪問者を訪問する前に、当該被訪問者に係る「レセプト」情報等を確認し、当該被訪問者の受診状況等の把握を行う。

5 データ保護について

(1) 委託業務契約における遵守事項

契約書において守秘義務及びデータ返還義務について明記するほか、個人情報守秘義務に関する誓約書の提出を義務付けている。

(2) 訪問前情報確認におけるレセプト閲覧場所

兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局内を指定し、広域連合職員立会いの下で被訪問者にかかる情報のみ確認させる。

平成 26年 10月 27日

お客様各位

申込書送付のご案内

日頃、電信電話サービスをご利用頂きまして誠に有り難うございます。
電話番号照会記録サービスの書類を送付させていただきます。

なお、詳細につきましては下記の電話番号にお問い合わせをお願いいたします。

記

書 類 名	枚 数
電話番号照会記録サービス申込書	1 枚
電話番号照会記録サービス申込書の記入例	1 枚
調査要領	1 枚
電話番号照会記録サービス調査リスト(イメージ)	1 枚
合計(本送付のご案内含まず)	4 枚

送 付 先

〒 564-0027

吹田市朝日町5-28

NTT吹田ビル6F

(株)NTTマーケティングアクト

電話番号照会記録サービス担当

TEL (0120) 123-860

FAX (06) 4860-0081

担当者

【受付時間:午前9時～午後5時(土日・祝日除く)】

電話番号照会記録サービス申込書

		管理番号	
申込月日	平成 年 月 日 ()		
申込方法	FAX ・ 郵便 ・ 宅配		
申込者名 (会社名・氏名)	フリガナ 代表印でお願いします 印		
ご住所	(〒 -)		
料金請求電話番号	() -		
連絡先	氏名		
	電話番号	() -	
	FAX番号	() -	
電話番号調査件数	約 件 (リスト 枚)		
希望返納日	平成 年 月 日 ()		
返送方法	FAX (A4・B4) ・ 郵便(配達記録) ・ 宅配		

※ 太枠内についてご記入願います。なお、「料金請求電話番号」欄には電話料金と合算して請求する場合がございます

「ご利用に当たっての確認事項」	
1.調査件数	調査の結果お客様電話番号が判明したもの以外に、下記の場合も調査件数に加算させていただきます。 (1) 調査の結果、電話番号のお届けがない場合。 (2) お客様の調査ご依頼リスト不備によるもの。
2.ご利用代金	ご利用代金は以下のとおりとします。 (1) 調査費用:電話番号1件につき90円(税込価格97.2円) ただし、1調査において複数電話番号を回答する際は、1電話番号毎に90円(税込価格97.2円)頂きます。 (2) 調査済リストの納品等に係る費用:実費 (消費税合算で計算しています) (3) その他、本サービスの提供に付随し、必要な稼働が生じた場合は、その実費見合いを申し受ける場合があります。
3.代金の支払い	代金の支払いは以下のとおりとします。 (1) お客様の例月の電話利用代金と合算してお支払い頂く方法 (お支払い電話番号は、お客様の電話番号に限定させていただきます。) (2) NTT発行の請求書によりお支払い頂く方法 (お支払い期限は、会社請求書発行日の翌日から起算して10日目までとさせていただきます。)
4.納期の延伸	天災その他、東・西日本電信電話(株)の責任に帰する事の出来ない事由により、納期内に調査が終了することが出来ない時には、お客様と協議の上、再度納期を設定させていただきます。
5.その他	調査結果を調査リストに記入後の調査取消請求には応じません。

(お客様情報の利用目的に関するご案内)

本申込書に記入されているお客様の個人情報については、当社が「電話番号照会記録サービス」お申込受付、調査報告及び、調査料金のご請求のために利用するものであり、上記目的以外に使用することはありません。

また、個人情報については、個人情報保護法の規定に基づき、NTT西日本が業務を委託する他の事業者に対して提供することがあります。

なお、本サービスにて取扱う個人情報については、NTT西日本プライバシーポリシー(<http://www.ntt-west.co.jp/share/privacy.html>)にもとづき実施いたします。

調 査 要 領

調査にあたって、下記事項について確認させていただきますので、希望される方を○で囲んでください

1. 基本調査内容(全項目記入願います)

確 認 事 項	内 容 (いづれかを○で囲む)
1. 電話番号のお届けがない場合の記入方法	1. ×印を記入 2. その他()
2. 調査した結果2本以上電話番号がある場合(全て記入を選択した場合は電話番号の件数分料金がかかります)	1. 全て記入 2. 最上段のみ記入 3. その他()
3. フリーダイヤル、#ダイヤル等と一般電話番号がある場合	1. 全て記入 2. 一般電話番号のみ記入 3. その他()
4. 携帯電話、PHS、CATV等とNTT(一般電話番号)がある場合	1. 全て記入 2. 一般電話番号のみ記入 3. その他()
5. 調査内容で該当する方が複数の場合(姓と住所が一致した場合)	1. 全て記入 2. 最上段のみ記入 3. その他()
6. 部・課名の調査で該当部署が無い場合	1. 記入せず 2. 代表・受付・総務を記入 3. その他()

※注意 1調査につき複数の電話番号を回答する場合は、1電話番号毎に料金がかかります。

2. 付加調査内容について(ご希望の方のみご記入願います)

確 認 事 項	内 容 (いづれかを○で囲む)
1. 個人・法人の名前が違っている場合(住所が一致していることが条件)	1. 横線で消去し正しい名前を記入 2. 横線で名前を消去のみ 3. その他()
2. 個人・法人の住所が違っている場合(名前(企業名)が一致していることが条件)	1. 横線で消去し正しい住所を記入 2. 違っている箇所を横線で消去のみ 3. その他()
3. その他(上記項目以外の場合は具体的に調査要領を記入願います)	

電話番号照会記録サービス 調査リスト様式(イメージ)

No	姓	名	フリガナ	住所	電話番号	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

※電話番号は鉛筆で記入します。各項目欄は余白を多めにとっていただくと、住所やお名前に追加・修正がある場合、弊社で記入可能です。

事業内容一覧

[トップページ](#) |
 [会社案内](#) |
 [事業内容一覧](#) |
 [104電話番号案内事業](#)

104電話番号案内事業

電話をご利用いただく方々のための便利で快適な心の通うサービス「104電話番号案内サービス」で、お客様の暮らしをサポートしています。

明治23年（1890年）から100年以上にわたって継続して愛され続けている「104電話番号案内サービス」。

NTT西日本からサービスを受託し、NTTマーケティングアクトのオペレーターが24時間365日体制で対応しています。

お客様からお申し出いただいた氏名、企業名、住所、業種などから、スピーディに検索し、電話番号をご案内。はっきりとした住所やお名前がわからない場合でも、NTTマーケティングアクトのオペレーターがお客様とのコミュニケーションを通じて、「正確・迅速・丁寧」をモットーにお調べしてお答えします。

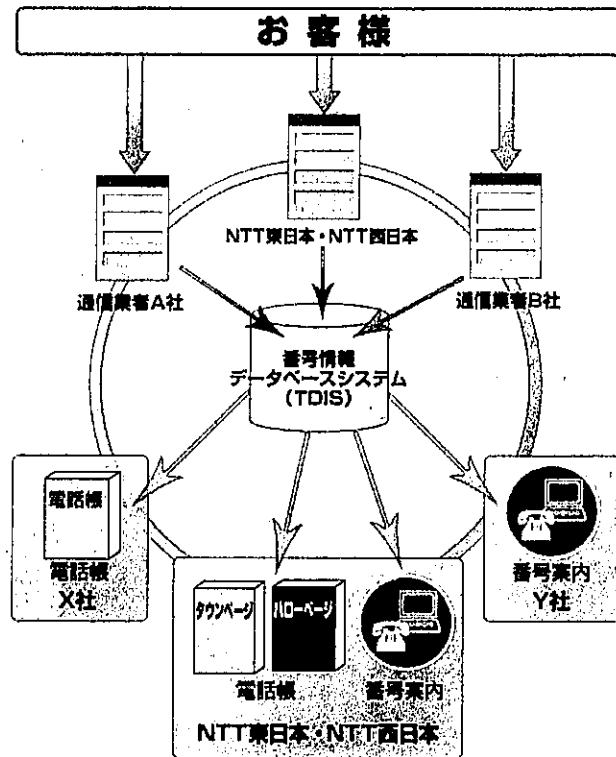
また、ご家庭のお電話からだけでなく、一部の携帯電話からのご利用にも対応。万一の事態においてもライフラインに関するお問い合わせにお答えするなど、お客様の「安心・安全」な暮らしをサポートしています。



N1
 RE
 R
 20:

[ページトップへ](#)

番号情報の取り扱い



お客さまに申し出いただいた掲載情報は、番号情報データベースシステムを通じて、電話帳または番号案内を目的として電気通信事業者などに提供されます。

なお、このような電気通信事業者などへの提供については、弊社では電話サービス契約約款(第101条の2「番号情報の提供」)の規定に基づき同意を頂いているところでありますが、これにご承諾いただけない場合は、掲載を省略、または掲載を省略して番号案内のみの提供が可能となっております。

現在の掲載を省略もしくは変更する場合、または掲載を省略して番号案内のみを実施する場合は「タウンページセンタ(0120-506309)」または「116番」へお申し付けください。

掲載情報、番号案内変更に関するお問合せ

タウンページセンタ
0120-506309

営業時間
月～金9:00～17:00
土曜・日曜・祝日・年末年始は休業
※営業時間外のお問合せは「お問い合わせ先一覧」各項目のメール・FAXフォームのご利用をお願いいたします。

NTT東日本
局番なし **116**
営業時間
9:00～17:00
※土日・祝日も営業
年末年始(12月29日～1月3日)を除く

NTT西日本
局番なし **116**
営業時間
9:00～17:00
※土日・祝日も営業
年末年始(12月29日～1月3日)を除く

<更新日:2010/9/9>

▲ページトップ

▶サイトマップ ▶関連サイト ▶著作権・プライバシーポリシーについて ▶このサイトについて

Copyright © 2015 東日本電気通信株式会社
Copyright © 1999-2015 西日本電気通信株式会社



※、ひらがな、ひりょうあな

English よくあるご質問 文字サイズ 小 中 大



個人向けサービス 法人向けサービス

各種お手続き

企業情報

ホーム > 企業情報 > グループ会社のご案内

グループ会社のご案内

グループ会社の現状

1999年7月1日に実施されたNTTの再編成により、NTTの名グループ会社はNTT（持株会社）、NTT西日本、NTT東日本、NTTそれぞれ帰属することとなりました。
NTT西日本グループは、エンジニアリング・マーケティング・コンサルティング事業、SI・情報通信処理分野、不動産活用 等のグループ会社は、緊密に連携を図りながらシナジー効果を発揮することで、一層の成長 戦略ビジネスの推進およびコストの業績向上を目指しています。

西日本電信電話株式会社

エンジニアリング・マーケティング・コンサルティング・コンサル
ティング事業

SI・情報通信処理分野

NTTビジネスソリューションズ(株) ●

エヌ・ティ・ティ・メディアサブライ(株)

NTT西日本ビジネスフロント(株) ■

エヌ・ティ・ティ・メディア・スマートコネク(株)

(株)NTTビジネスソリューションズMCS

(株)メディアプラットフォームラボ

(株)エヌ・ティ・ティ・マーケティングア
上 ●

エヌ・ティ・ティ・ソルマール(株) ●

(株)NTTワイヤードテック ● (計7社)

(株)NTTスマイルエナジー ● (計2)

(株)エヌ・ティ・ティ・メディア

(株)エヌ・ティ・ティ・メディア・ビジネスアソシエ
西日本 ●

不動産活用分野

(株)NTT西日本アセット・プランニング ●

(株)アムニティ・サービス・関西

デジタル西日本(株) ●

ビューテック(株) ■

ビューテック東海(株) ■

ビューテック中国(株) ■

ビューテック四国(株) ■

ビューテック九州(株) ■

デジタル(株) ■

デジタル東海(株) ■

デジタル九州(株) ■

(株)電通広告 ■

(株)広告通商社 ■

(株)デジタルテック四国 ■

(株)データプラス ■

その他

(株)NTT西日本ルセント ●

● はNTT西日本直接出資比率50%以上の会社

■ はNTT西日本間接出資比率50%以上の会社

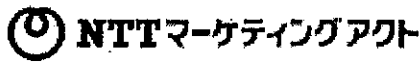
[参考]NTTグループ

NTT (持株会社)

NTTコミュニケーションズ

NTT西日本

NTT子



NTT西日本グループ サイトマ

コールセンター、コンタクトセンター構築・運用のことならNTTマ

- トップページ
- 選ばれる理由
- サービス紹介
- 導入事例
- 人材派遣
- 会

会社案内

トップページ 会社案内 会社概要

会社概要

商号	株式会社エヌ・ティ・ティ マーケティング アクト	
本社所在地	〒540-0026 大阪府大阪市中央区内本町2-2-5	
設立年月日	平成14年5月1日	
資本金	1億円	
売上高	1,103億円 (平成25年度実績)	
株主	西日本電信電話株式会社	
事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・本社 1カ所 ・支店 6カ所 ・営業部 30カ所 ・営業所 1カ所 ・116センタ 27カ所 ・IPコールセンタ 12カ所 ・ビジネスコールセンタ 4カ所 ・SOCセンタ等 40カ所 ・104センタ 14カ所 ・コンタクトセンタ 21カ所 ・首都圏営業 1カ所 ・OCNセンタ 4カ所 ・東京116センタ 4カ所 ・西日本CRMサポートセンタ 2カ所 ・コンサルティングセンタ 18カ所 ・ブロードバンドコンタクトセンタ 5カ所 ・フレッツ・カスタマリレーションセンタ 2カ所 ・光サービスセンタ 6カ所 等 	
従業員数	約23,700名 (登録型派遣社員数含む) (平成26年7月1日現在)	
事業の内容	1.代理店コンサルセンタの運營業務、家電量販店販売支援業務 2.116電話受付、及びIPコールセンタの運營業務	

N1
RE
R
20:



個人向けサービス

法人向けサービス

各種お手続き

企業情報

お問い合わせ

ホーム > プライバシーポリシー

プライバシーポリシー

- 1. 個人情報保護に関する基本的な方針
- 2. 電気通信サービス等に係る個人情報の具体的な取扱いに関する方針
- 3. 改定
- ホームページをご利用されるお客さまにお伺いする情報について

西日本電信電話株式会社 個人情報保護方針

- 1. 個人情報保護に関する基本的な方針

西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」といいます。)は、個人情報保護に対する社会的要請を十分に認識し、個人情報の適正な取扱いを推進していくことが、公共性を有する電気通信事業者としての重大な社会的責務と考えております。

NTT西日本は、このような責務を十分果たしていくとともに、安心・安全なサービスを提供し、皆様に信頼される企業であり続けるため、「[NTTグループ情報セキュリティポリシー](#)」及び以下の基本的な方針に従い、全社を挙げて個人情報の保護に努めてまいります。

- (1) NTT西日本は、個人情報の保護に関連する法令等^{※1}の規定に従って個人情報の適正な取扱いを行っていくなど、コンプライアンス(法令遵守)の徹底に努めてまいります。
- (2) NTT西日本は、個人情報の利用目的を明確に定めるとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内で適正に個人情報を取り扱います。
また、個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。
- (3) NTT西日本は、個人情報の適正な管理のため、個人情報保護を推進する委員会を置くとともに各組織に個人情報保護に関する責任者を配置する等の責任体制を整備します。
- (4) NTT西日本は、個人情報を取り扱う業務に従事する者に対して必要な教育研修等を実施するとともに適切な監督を行います。
また、個人情報の取扱いを外部に委託する場合には、守秘義務契約の締結等により委託先においても適正に取り扱われるよう管理、監督します。
- (5) NTT西日本は、個人情報の安全性の確保のため、各種の基準・ガイドライン等を参照しつつ、必要な安全管理措置を講じます。
- (6) NTT西日本は、NTT西日本における個人情報の取扱いに関するお客さまからのご意見・ご相談等に対して適切に対応します。
- (7) NTT西日本は、個人情報の保護の一層の推進のため、管理体制、安全管理措置その他必要な措置の継続的な改善に努めます。

なお、NTT西日本は、個人情報のみならず、法人その他の団体のお客さまに関する情報についても等しく厳格に保護していくことが重要であるものと認識しております。

NTT西日本は、これらの情報についても個人情報と同様に適正に取り扱ってまいります。

※1 個人情報の保護に関連する法令等の具体例

- ・ 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」といいます。)
- ・ 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)
- ・ 電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン(平成16年総務省告示第695号)
- ・ 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(平成16年12月24日厚生労働省)
- ・ 雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針(平成16年厚生労働省告示第259号)等

- NTT西日本の病院における個人情報の具体的な取扱いに関する方針はこちら

- 2. 電気通信サービス等に係る個人情報の具体的な取扱いに関する方針



▶ ニュースリリース	▶ 各社へのご案内	▶ 商品・サービス	▶ 社会環境活動・災害対策	▶ 会社案内	▶ 株主・投資家情報	▶ 研究開発	▶ 採用のご案内
------------	-----------	-----------	---------------	--------	------------	--------	----------

[NTT HOME](#) > [NTTグループ情報セキュリティポリシー](#)

NTTグループ情報セキュリティポリシー

私たちNTTグループは常に安心・安全なサービスを提供し続け、いつまでも皆様に信頼される企業でありつづけたいとの考えのもと、情報通信産業の責任ある担い手として、以下の方針に従い、情報セキュリティの確保に努めブロードバンド・ユビキタス社会の健全な発展に貢献してまいります。

- 1.ブロードバンド・ユビキタス社会における情報セキュリティの重要性を深く認識し、安心・安全で便利なコミュニケーションネットワーク環境の構築に努め、情報セキュリティの確保に取り組んでまいります。
- 2.情報を保護することは、NTTグループの事業活動の基本であり、企業としての重要な社会的責任であることをNTTグループ会社の役員・従業員が十分に認識し、通信の秘密の厳守はもとより個人情報保護法等の関連法令等を遵守してまいります。
- 3.情報セキュリティの管理体制を整備し、情報への不正なアクセス、情報の紛失・改ざん・漏洩の防止等に向けた物理面、システム面での厳格なセキュリティ対策の実施、社員教育の徹底、委託先への適切な監督等、情報の保護に向けた必要な取り組みを継続的に実施してまいります。

情報セキュリティポリシー

▲ このページの先頭へ

[▶ 更新履歴](#)
[▶ サイトマップ](#)
[▶ お問い合わせ](#)
[▶ 著作権](#)
[▶ プライバシーポリシー](#)
[▶ 情報セキュリティポリシー](#)
[▶ ウェブアクセシビリティポリシー](#)
[▶ 個人情報保護について](#)

Copyright © 2005 日本電信電話株式会社

第7回 兵庫県後期高齢者医療広域連合
情報公開・個人情報保護審査会 資料
(審議事項)

平成27年7月14日

国保データベース(KDB)システムの後期高齢者医療と国民健康保険の
突合(紐付け)機能における情報提供について

兵後広第337号
平成27年7月14日

兵庫県後期高齢者医療広域連合
情報公開・個人情報保護審査会 御中

(実施機関)

兵庫県後期高齢者医療広域連合
山 中



諮 問 書

兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第8条第1項第4号の規定に基づき、下記の事項について貴審査会の意見を求めます。

記

国保データベース（KDB）システムの後期高齢者医療と国民健康保険の突合（紐付け）機能における情報提供について（条例第8条「提供の制限」に関して）

1 提供する個人情報

- (1) 後期高齢者医療広域連合より突合（紐付け）により提供する情報
保険者番号、被保険者番号、漢字氏名、カナ氏名、性別、生年月日、郵便番号、
後期高齢者医療資格取得日、レセプト情報、健診情報
- (2) 上記（1）の情報を提供する突合（紐付け）該当者
後期高齢者医療被保険者であり、「保険者番号、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、郵便番号」のうち「郵便番号、漢字氏名、カナ氏名」のいずれか1つ以外の情報が国民健康保険被保険者の情報と一致した者

2 提供先

兵庫県内41市町

3 情報の提供及び管理について

兵庫県内41市町への情報提供は閉域ネットワークである国保データベース（KDB）システムにより情報を提供する。提供した情報については、各市町の個人情報保護条例に基づき、適正に管理するものとする。

後期高齢者医療と国民健康保険の情報突合機能について

1. 目的

国保データベース(KDB)システムの平成26年度の機能改善として、後期高齢者医療の被保険者のうち国民健康保険加入時の健診結果や診療内容、要介護状態の区分等の情報を参照可能とするため、また、国民健康保険者において、国保資格を喪失し、後期高齢者医療に加入した被保険者の健診結果や診療内容、要介護状態区分等の情報を参照可能とするため、後期高齢者医療と国民健康保険の被保険者を紐付けした情報を提供する。

2. 紐付けに関する追加機能

- ① 後期高齢者医療と国民健康保険の情報が突合できた被保険者を一覧で出力する。
- ② 国民健康保険の情報と突合できなかった、後期高齢者医療被保険者とその理由について一覧表で出力する。
- ③ 後期高齢者医療と国民健康保険の情報の突合履歴を表示する。

3. 突合における前提状況

- ① 国民健康保険団体連合会へ保険者が国保総合システム連携用に被保険者情報を提供したうえで、特定健診向け被保険者情報を国民健康保険団体連合会が出力し、国保中央会に連携処理している。
- ② 後期高齢者医療広域連合電算処理システムから国民健康保険団体連合会が被保険者マスタを出力し、国保中央会に連携処理している。
- ③ 個人の健康に関する情報を取り扱う場合は、国民健康保険者及び後期高齢者医療広域連合と国民健康保険団体連合会は、平成25年6月25日付厚生労働省事務連絡「国保データベース(KDB)システムから提供される情報の活用について」に準じる委託契約がなされている。

4. 突合における前提機能

- ① 突合された被保険者情報を国保中央会から国民健康保険団体連合会へ提供することについて、保険者ごとに可否を設定する機能がある。
- ② 国民健康保険と後期高齢者医療が同一の市町であるときのみ紐付けが可能。
※国民健康保険者が異なる市町であるときまたは国保組合との紐付けは行わない。
- ③ 後期高齢者医療被保険者と国民健康保険被保険者について、65歳以上になる被保険者を抽出し、国保中央会内で紐付けを行い同個人の判定を行う。
※後期高齢者医療被保険者の中から国民健康保険被保険者の該当ある者を紐付けする。
※ただし、平成24年4月1日(KDB開始)時点で75歳以上(生年月日1937年4月1日以前)の場合は、突合対象外。
- ④ 各市町では個人の突合情報を国民健康保険及び後期高齢者医療担当部署から確認できるが、兵庫県後期高齢者医療広域連合からは、各市町の国民健康保険との突合情報は確認することができない。

第7回 兵庫県後期高齢者医療広域連合
情報公開・個人情報保護審査会 資料
(報告事項)

平成27年7月14日

- ① 国保データベース（KDB）システムの機能追加に伴うデータ提供について（資料1）…………… 1

- ② 条例改正案について
 - ・ 個人情報保護条例改正案（資料2-1）…………… 2
 - ・ 情報公開・個人情報保護審査会条例改正案（資料2-2）… 15

国保データベース (KDB) システムの追加機能について

1. 概要

国保データベース (KDB) システムとは、健やかに暮らせる地域づくりの支援を目的として、国保中央会が開発しており、国民健康保険団体連合会が保有する「健診・保健指導」や「医療」、「介護」などの各種データを利活用し、地域の健康状態の把握や健康課題の明確化、保健事業の効果的な実施とその評価をすることが可能であり、被保険者の健康増進を図るためのものである。

2. 追加機能について

国保データベース (KDB) システムの開発予定に基づき、平成 27 年 5 月末に次の項目について、機能が追加された。

- ・市町村別データ同規模比較
- ・医療費の状況
- ・医療費分析の経年比較 など

- (1) 歯科等情報の取り込みについて国保データベース (KDB) 歯科情報を取り込み、表示させる情報の種類により、帳票に追加項目等を行った。
- (2) 疾病管理一覧における対象疾病の追加について
現在、提供している疾病管理一覧の 3 疾病 (糖尿病・脳卒中・虚血性心疾患) に高血圧症・脂質異常症・慢性腎臓病を追加する。

改正案（改正予定箇所：下線）平成19年3月29日
条例第19号

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 個人情報の適正な取扱いの確保（第6条—第12条）
- 第3章 個人情報の開示請求等の権利
 - 第1節 開示請求権（第13条—第24条）
 - 第2節 訂正請求権（第25条—第29条）
 - 第3節 利用停止請求権（第30条—第34条）
- 第4章 不服申立て（第35条—第37条）
- 第5章 雑則（第38条—第43条）
- 第6章 罰則（第44条—第48条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、兵庫県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定めることにより、広域連合の適正かつ円滑な運営を図り、かつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- (2) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項の規定により記録された特定個人情報をいう。
- (4) 実施機関 広域連合長、選挙管理委員会、監査委員及び議会をいう。
- (5) 実施機関の職員 実施機関の事務部局に勤務する職員をいう。
- (6) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。
- (7) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）及び電磁的記録（電子的方式、磁

气的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。) であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。

(8) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益の侵害を防止するために必要な措置を講じるとともに、個人情報の保護に関する広域連合の施策に協力しなければならない。

(住民の責務)

第5条 住民は、相互に個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報を適切に管理し、かつ、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

第2章 個人情報の適正な取扱いの確保

(個人情報取扱事務の届出)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を広域連合長に届け出なければならない。

(1) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称

(2) 個人情報取扱事務の名称

(3) 個人情報を収集する目的

(4) 個人情報を収集する根拠

(5) 個人情報の対象者の範囲

(6) 個人情報の記録項目

(7) 個人情報の主な収集先

(8) 第8条第1項ただし書の規定による個人情報の利用又は提供を經常的に行うときは、その利用の範囲又は提供先

(9) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報を取り扱う事務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を広域連合長に届け出なければならない。

3 広域連合長は、前2項の規定による届出があったときは、速やかに当該届出に係る事項を兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に報告するものとする。この場合において、審査会は、実施機関に対し、当該報告に係る事項について意見を述べることができる。

4 広域連合長は、第1項及び第2項の規定による届出に係る事項を記載した目録を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

5 前各項の規定は、広域連合の職員又は職員であった者に係る人事、給与、服務、福利

厚生その他これらに準ずる事項に関する個人情報取扱事務については、適用しない。

(収集の制限)

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で収集しなければならない。

- 2 実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。
- 3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の定めがあるとき。
 - (2) 本人の同意があるとき。
 - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
 - (4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (5) 次条第1項ただし書の規定により、他の実施機関から提供を受けて収集するとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審査会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。
- 4 実施機関は、前項第4号又は第6号の規定に該当して本人以外のものから個人情報を収集したときは、その旨及び目的を本人に通知しなければならない。ただし、審査会の意見を聴いた上で実施機関が適当と認めたときは、この限りでない。
- 5 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報の収集をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 法令等の定めがあるとき。
 - (2) 実施機関が審査会の意見を聴いて個人情報取扱事務の目的を達成するために当該個人情報が必要であると認めるとき。

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、特定除外個人情報（特定個人情報を除いた個人情報をいう。以下同じ。）を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等の定めがあるとき。
 - (2) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。
 - (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、あらかじめ審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要があると実施機関が認めるとき。
- 2 実施機関は、前項ただし書の規定により実施機関以外のものに特定除外個人情報を提供する場合において必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該特定除外個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又は当該特定除外個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

(特定個人情報の利用の制限)

第8条の2 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために特定個人情報を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の安全を守るために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために特定個人情報（情報提供等記録を除く。）を利用することができる。

（特定個人情報の提供の制限）

第8条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

（オンライン結合による提供の制限）

第9条 実施機関は、法令等の規定に基づき提供する場合を除き、オンライン結合（当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外のものが管理する電子計算機その他の情報機器とを通信回線を用いて結合し、当該実施機関が保有する個人情報を当該実施機関以外のものが随時入手し得る状態にする方法をいう。）により、個人情報を実施機関以外のものへ提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置が講じられていると認めるときは、オンライン結合により、特定除外個人情報を実施機関以外のものへ提供することができる。

（適正な維持管理）

第10条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報を確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的資料として保存する必要があるものについては、この限りでない。

（委託等に伴う安全確保の措置等）

第11条 実施機関は、個人情報取扱事務その他の個人情報を取り扱う事務を実施機関以外のものに行わせようとするときは、契約等により、当該実施機関以外のものが講ずべき安全確保の措置を明らかにしなければならない。

2 個人情報取扱事務その他の個人情報を取り扱う事務を行う実施機関以外のもの（以下「個人情報取扱事務受託者等」という。）は、前項の安全確保の措置を講じなければならない。

3 個人情報取扱事務受託者等が行う個人情報を取り扱う事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

（職員等の義務）

第12条 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第3章 個人情報の開示請求等の権利

第1節 開示請求権

(開示の請求)

第13条 何人も、実施機関に対し、公文書に記録されている自己に関する個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は任意代理人（本人の委任による代理人をいう。以下同じ。））は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。ただし、本人が反対の意思を表示したときは、この限りでない。

(開示請求の手続)

第14条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、当該開示請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人（特定個人情報にあっては、法定代理人又は任意代理人）であることを証明するために必要な書類として規則で定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(個人情報の開示義務)

第15条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

- (1) 開示請求者（第13条第2項の規定により未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は任意代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号において同じ。）の評価、診断、判断、選考、指導、相談等（以下「開示請求者の評価等」という。）に関する情報であつて、開示することにより、当該開示請求者の評価等に著しい支障が生ずると認められるもの
- (2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、開示請求者以外の個人を識別することができるもののうち、開示することにより、開示請求者以外の者の正当な利益を害すると認められるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの
- (3) 法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると

認められるもの

- (4) 法令等の規定により、又は法律若しくはこれに基づく政令による明示の指示（地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条第1号への指示その他これに類する行為をいう。）により、開示することができない情報
- (5) 実施機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 実施機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - オ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- (7) 開示することにより、人の生命、身体若しくは健康の保護又は生活の安全の確保に支障を生じ、又は生じるおそれがある情報

（部分開示）

第16条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

（個人情報の存否に関する情報）

第17条 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する決定等）

第18条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨並びに開示を実施する日時及び場所を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る個人情報を保有していないときを含む。以下同じ。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第19条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日の翌日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を60日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 第1項に規定する期間(前項の規定により当該期間の延長がなされた場合にあつては、当該延長後の期間)内に実施機関が開示決定等をしないときは、開示請求者は、不開示決定があつたものとみなすことができる。

(開示しないこととする理由の付記等)

第20条 実施機関は、第18条第1項の規定により開示請求に係る個人情報の一部を開示しないとき又は同条第2項の規定により開示請求に係る個人情報の全部を開示しないときは、開示請求者に対し、同条各項に規定する書面にその理由を示さなければならない。この場合において、時の経過等によって当該理由が消滅することをあらかじめ明示できるときは、その旨を明らかにしなければならない。

2 実施機関は、前項の場合において、時の経過等によって、その全部又は一部を開示できることが明らかであるときは、その旨を開示請求者に通知するものとする。

(第三者の意見の聴取等)

第21条 開示請求に係る個人情報に広域連合、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外のもの(以下この条、第36条及び第37条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、第18条第1項の決定(以下「開示決定」という。)をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(第35条及び第36条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第22条 個人情報の開示は、個人情報が記録された公文書の当該個人情報に係る部分につき、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはこれらに準ずる方法としてその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行うものとする。

2 実施機関は、閲覧又は写しの交付の方法による個人情報の開示にあつては、当該個人情報が記録された公文書が汚損し、又は破損するおそれがあるときその他相当の理由があるときは、当該公文書を複写したものを閲覧に供し、又はその写しを交付することが

できる。

3 第14条第2項の規定は、個人情報の開示を受ける者について準用する。

(開示の請求の特例)

第23条 実施機関があらかじめ定めた自己情報に限り、開示請求者は、当該自己情報の本人であることを確認するために必要な書類を提示し、口頭により開示の請求をすることができる。

2 実施機関は、前項の規定による開示の請求があったときは、本人であることを確認して、速やかに開示するものとする。

(費用の負担)

第24条 この条例の規定により個人情報が記録された公文書の写しの交付を受ける者は、規則で定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

2 特定個人情報の開示請求において、広域連合長は、経済的困難その他の特別な理由があると認めるときは、前項に規定する費用を減額し、又は免除することができる。

第2節 訂正請求権

(訂正の請求)

第25条 何人も、第22条第1項及び第23条第2項により実施機関から開示を受けた自己に関する個人情報について事実と誤りがあると認めるときは、当該実施機関に対し、その訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。

2 第13条第2項の規定は、前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）について準用する。

(訂正請求の手続)

第26条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 訂正請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 訂正を求める内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 訂正請求をしようとする者は、当該訂正請求の内容が事実と合致することを証明する資料を実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

3 第14条第2項及び第3項の規定は、訂正請求について準用する。

(個人情報の訂正義務)

第27条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る個人情報の収集目的の達成に必要な範囲内で、当該個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する決定等)

第28条 実施機関は、訂正請求に係る個人情報の全部又は一部について訂正をするときは、その旨の決定をし、速やかに当該個人情報の訂正を行った上で、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の場合において、必要があると認めるときは、実施機関は、訂正に係る個人情報

の提出先（情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外の者に限る。））に対し、速やかに、書面によりその旨を通知しなければならない。

3 実施機関は、訂正請求に係る個人情報の全部について訂正をしないときは、その旨の決定をし、速やかに訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

4 実施機関は、第1項及び前項の規定により訂正請求に係る個人情報の全部又は一部の訂正をしないときは、訂正請求をした者に対し、第1項及び前項に規定する書面により、その理由を示さなければならない。

（訂正決定等の期限）

第29条 前条第1項及び第3項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日の翌日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第26条第3項において準用する第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 第19条第2項の規定は、訂正決定等について準用する。

3 第1項に規定する期間（前項の規定により当該期間の延長がなされた場合にあつては、当該延長後の期間）内に実施機関が訂正決定等をしないときは、訂正請求者は、不訂正決定があつたものとみなすことができる。

第3節 利用停止請求権

（利用停止の請求）

第30条 何人も、実施機関から開示を受けた自己に関する個人情報（情報提供等記録を除く。）（以下「対象個人情報」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該対象個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 第7条（第4項を除く。）若しくは番号法第20条の規定に違反して収集されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9号に規定する特定個人情報ファイルをいう。以下この条及び第32条において同じ。）に記録されているとき 当該対象個人情報の消去

(2) 第8条、第8条の2若しくは第8条の3の規定に違反して利用若しくは提供されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき 当該対象個人情報の利用又は提供の停止

(3) 第9条第1項の規定に違反して提供されているとき 当該対象個人情報の提供の停止

2 第13条第2項の規定は、前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）について準用する。

（利用停止請求の手續）

第31条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 利用停止請求をしようとする者の氏名及び住所又は居所

- (2) 利用停止請求に係る対象個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 利用停止を求める内容及び理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 第14条第2項及び第3項の規定は、利用停止請求について準用する。

(対象個人情報の利用停止義務)

第32条 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における対象個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る対象個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該対象個人情報の利用停止をすることにより、当該対象個人情報の収集目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する決定等)

第33条 実施機関は、利用停止請求に係る対象個人情報の全部又は一部について利用停止をするときは、その旨の決定をし、速やかに当該対象個人情報の利用停止を行った上で、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）及び必要があると認めるときは、当該対象個人情報の提供先に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用停止請求に係る対象個人情報の全部について利用停止をしないときは、その旨の決定をし、速やかに利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、前2項の規定により利用停止請求に係る対象個人情報の全部又は一部の利用停止をしないときは、利用停止請求者に対し、前2項に規定する書面により、その理由を示さなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第34条 前条第1項及び第2項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日の翌日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第31条第2項において準用する第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 第19条第2項の規定は、利用停止決定等について準用する。

3 第1項に規定する期間（前項の規定により当該期間の延長がなされた場合にあっては、当該延長後の期間）内に実施機関が利用停止決定等をしないときは、利用停止請求者は、利用不停止決定があったものとみなすことができる。

第4章 不服申立て

(不服申立てがあった場合の手続)

第35条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てがあった場合は、決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに審査会に諮問しなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

(2) 決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する

旨の決定を除く。以下この号及び第37条において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

(3) 決定で、不服申立てに係る訂正決定等(訂正請求に係る個人情報の全部を訂正する旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部の訂正をすることとするとき。

(4) 決定で、不服申立てに係る利用停止決定等(利用停止請求に係る個人情報の全部の利用停止をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部の利用停止をすることとするとき。

2 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに当該不服申立てに対する決定を行わなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第36条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第37条 第21条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定

(2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る個人情報を開示する旨の決定(第三者である参加人が当該個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

第5章 雑則

(苦情の処理)

第38条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 広域連合長は、事業者が行う個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(広域連合長の助言)

第39条 広域連合長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、実施機関に対し、個人情報の保護について報告を求め、又は助言をすることができる。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第40条 広域連合長は、個人情報の保護を図るため必要があると認めるときは、国及び他の地方公共団体に協力を要請し、又は国及び他の地方公共団体の協力の要請に応じるものとする。

(運用状況の公表)

第41条 広域連合長は、毎年度1回、この条例の運用状況について取りまとめ、これを公表するものとする。

(他の法令等との調整)

第42条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

(1) 統計法(平成19年法律第53号)第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報(同条第11項に規定する調査票情報をいう。次号において同じ。)に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報

(2) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報

(委任)

第43条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

第44条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は個人情報取扱事務受託者等が行う個人情報を取り扱う事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報を含む情報であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を第三者に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第45条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第46条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第47条 前3条の規定は、兵庫県の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第48条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示又は第23条第2項の規定による開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年11月27日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年9月3日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年〇月〇日条例第〇号)

(施行期日)

1 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の施行の日から施行する。た

だし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第8条の2を加える改正規定（情報提供等記録に係る部分を除く。）及び第30条第1項第2号の改正規定（第8条の2に係る部分（情報提供等記録に係る部分を除く。）に限る。） 番号法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日

(2) 第2条第1号の次に2号を加える改正規定（第3号に係る部分に限る。）、第8条の2を加える改正規定（情報提供等記録に関する部分に限る。）、第28条第1項の次に1項を加える改正規定（情報提供等記録に関する部分に限る。）及び第30条第1項の改正規定（情報提供等記録に関する部分に限る。） 番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日

（準備行為）

2 この条例の施行の日前においても、この条例の実施のために必要な準備行為をすることができる。

改正案（改正予定箇所：下線）

平成 19 年 3 月 29 日

条例第 20 号

(設置)

第 1 条 兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成 19 年兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第 18 号。以下「情報公開条例」という。）に基づく情報公開制度及び兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成 19 年兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第 19 号。以下「個人情報保護条例」という。）に基づく個人情報保護制度の公平かつ適正な運営を推進するため、兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 情報公開条例第 2 条第 1 号及び個人情報保護条例第 2 条第 4 号に規定する実施機関をいう。
- (2) 公文書 情報公開条例第 2 条第 2 号及び個人情報保護条例第 2 条第 7 号に規定する公文書をいう。
- (3) 個人情報 個人情報保護条例第 2 条第 1 号に規定する個人情報をいう。

(所掌事務)

第 3 条 審査会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 情報公開条例第 20 条に規定する不服申立てに関して実施機関の諮問に応じて調査審議し、答申すること。
 - (2) 個人情報保護条例第 35 条に規定する不服申立てに関して実施機関の諮問に応じて調査審議し、答申すること。
 - (3) 前号に掲げるもののほか、個人情報保護条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
 - (4) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 27 条第 1 項に規定する評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いに関する事項を調査審議すること。
- 2 審査会は、前項各号に掲げる事務を所掌するほか、次に掲げる権限を有するものとする。

- (1) 特定個人情報ファイルの取扱いに関して報告を受けること。
- (2) 情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関して調査審議し、実施機関に意見を述べること。

(組織)

第 4 条 審査会は、委員 7 人以内をもって組織する。

(委員)

第 5 条 委員は、情報公開制度及び個人情報保護制度に関し識見を有する者のうちから、広域連合長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第6条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審査会の調査の権限)

第8条 審査会は、必要があると認めるときは、不服申立てに係る事件について諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）に対し、不服申立てのあった決定に係る公文書又は個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は個人情報の開示を求めることができない。

- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、不服申立てのあった決定に係る公文書又は個人情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問実施機関（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述等)

第9条 審査会は、不服申立人等から申出があったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出等)

第10条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

- 2 審査会は、前項の規定により不服申立人等から意見書又は資料が提出された場合に

は、不服申立人等（当該意見書又は資料を提出したものを除く。）にその旨を通知するものとする。

（提出資料の閲覧）

第11条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧又は写しの交付について、日時及び場所を指定することができる。

（費用の負担）

第12条 前条の規定により写しの交付を受けるものは、情報公開条例第19条又は個人情報保護条例第24条第1項の規定の例により、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

（調査審議手続の非公開）

第13条 審査会の行う不服申立てに係る調査審議の手続は、公開しない。

（答申）

第14条 審査会は、諮問実施機関に対し、文書により答申しなければならない。

2 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

（委任）

第15条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

（罰則）

第16条 第5条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 前項の規定は、兵庫県の区域外において同項の罪を犯した者にも適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年11月27日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年2月4日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年〇月〇日条例第〇号）

この条例は、公布の日から施行する。

兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例

平成19年3月29日

条例第19号

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 個人情報の適正な取扱いの確保（第6条—第12条）
- 第3章 個人情報の開示請求等の権利
 - 第1節 開示請求権（第13条—第24条）
 - 第2節 訂正請求権（第25条—第29条）
 - 第3節 利用停止請求権（第30条—第34条）
- 第4章 不服申立て（第35条—第37条）
- 第5章 雑則（第38条—第43条）
- 第6章 罰則（第44条—第48条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、兵庫県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定めることにより、広域連合の適正かつ円滑な運営を図り、かつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- (2) 実施機関 広域連合長、選挙管理委員会、監査委員及び議会をいう。
- (3) 実施機関の職員 実施機関の事務部局に勤務する職員をいう。
- (4) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。
- (5) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。
- (6) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益の侵害を防止するために必要な措置を講じるとともに、個人情報の保護に関する広域連合の施策に協力しなければならない。

(住民の責務)

第5条 住民は、相互に個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報を適切に管理し、かつ、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

第2章 個人情報の適正な取扱いの確保

(個人情報取扱事務の届出)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を広域連合長に届け出なければならない。

- (1) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (2) 個人情報取扱事務の名称
- (3) 個人情報を収集する目的
- (4) 個人情報を収集する根拠
- (5) 個人情報の対象者の範囲
- (6) 個人情報の記録項目
- (7) 個人情報の主な収集先
- (8) 第8条第1項ただし書の規定による個人情報の利用又は提供を経常的に行うときは、その利用の範囲又は提供先
- (9) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報を取り扱う事務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を広域連合長に届け出なければならない。

3 広域連合長は、前2項の規定による届出があったときは、速やかに当該届出に係る事項を兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に報告するものとする。この場合において、審査会は、実施機関に対し、当該報告に係る事項について意見を述べることができる。

4 広域連合長は、第1項及び第2項の規定による届出に係る事項を記載した目録を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

5 前各項の規定は、広域連合の職員又は職員であった者に係る人事、給与、服務、福利厚生その他これらに準ずる事項に関する個人情報取扱事務については、適用しない。

(収集の制限)

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で収集しなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

ならない。

3 実施機関は、個人情報収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の定めがあるとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 次条第1項ただし書の規定により、他の実施機関から提供を受けて収集するとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審査会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。

4 実施機関は、前項第4号又は第6号の規定に該当して本人以外のものから個人情報を収集したときは、その旨及び目的を本人に通知しなければならない。ただし、審査会の意見を聴いた上で実施機関が適当と認めたときは、この限りでない。

5 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報の収集をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 法令等の定めがあるとき。
- (2) 実施機関が審査会の意見を聴いて個人情報取扱事務の目的を達成するために当該個人情報が必要であると認めるとき。

（利用及び提供の制限）

第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等の定めがあるとき。
- (2) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、あらかじめ審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要があると実施機関が認めるとき。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により実施機関以外のものに個人情報を提供する場合において必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又は当該個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

（オンライン結合による提供の制限）

第9条 実施機関は、法令等の規定に基づき提供する場合を除き、オンライン結合（当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外のものが管理する電子計算機その他の情報機器とを通信回線を用いて結合し、当該実施機関が保有する個人情報を当該実施機関以外のものが随時入手し得る状態にする方法をいう。）により、個人情報を実施機関以外のものへ提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要が

あり、かつ、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置が講じられていると認めるときは、オンライン結合により、個人情報を実施機関以外のものへ提供することができる。
(適正な維持管理)

第10条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報を確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的資料として保存する必要があるものについては、この限りでない。

(委託等に伴う安全確保の措置等)

第11条 実施機関は、個人情報取扱事務その他の個人情報を取り扱う事務を実施機関以外のものに行わせようとするときは、契約等により、当該実施機関以外のもので講ずべき安全確保の措置を明らかにしなければならない。

2 個人情報取扱事務その他の個人情報を取り扱う事務を行う実施機関以外のもの（以下「個人情報取扱事務受託者等」という。）は、前項の安全確保の措置を講じなければならない。

3 個人情報取扱事務受託者等が行う個人情報を取り扱う事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(職員等の義務)

第12条 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第3章 個人情報の開示請求等の権利

第1節 開示請求権

(開示の請求)

第13条 何人も、実施機関に対し、公文書に記録されている自己に関する個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。ただし、本人が反対の意思を表示したときは、この限りでない。

(開示請求の手續)

第14条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、当該開示請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類として規則で定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（個人情報の開示義務）

第15条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

- (1) 開示請求者（第13条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号において同じ。）の評価、診断、判断、選考、指導、相談等（以下「開示請求者の評価等」という。）に関する情報であつて、開示することにより、当該開示請求者の評価等に著しい支障が生ずると認められるもの
- (2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、開示請求者以外の個人を識別することができるもののうち、開示することにより、開示請求者以外の者の正当な利益を害すると認められるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの
- (3) 法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの
- (4) 法令等の規定により、又は法律若しくはこれに基づく政令による明示の指示（地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条第1号への指示その他これに類する行為をいう。）により、開示することができない情報
- (5) 実施機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 実施機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(7) 開示することにより、人の生命、身体若しくは健康の保護又は生活の安全の確保に支障を生じ、又は生じるおそれがある情報

(部分開示)

第16条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

(個人情報の存否に関する情報)

第17条 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する決定等)

第18条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨並びに開示を実施する日時及び場所を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る個人情報を保有していないときを含む。以下同じ。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第19条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日の翌日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を60日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 第1項に規定する期間（前項の規定により当該期間の延長がなされた場合にあつては、当該延長後の期間）内に実施機関が開示決定等をしないときは、開示請求者は、不開示決定があつたものとみなすことができる。

(開示しないこととする理由の付記等)

第20条 実施機関は、第18条第1項の規定により開示請求に係る個人情報の一部を開示しないとき又は同条第2項の規定により開示請求に係る個人情報の全部を開示しないときは、開示請求者に対し、同条各項に規定する書面にその理由を示さなければならない。この場合において、時の経過等によって当該理由が消滅することをあらかじめ明示できるときは、その旨を明らかにしなければならない。

2 実施機関は、前項の場合において、時の経過等によって、その全部又は一部を開示できることが明らかであるときは、その旨を開示請求者に通知するものとする。

(第三者の意見の聴取等)

第21条 開示請求に係る個人情報に広域連合、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外のもの（以下この条、第36条及び第37条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、第18条第1項の決定（以下「開示決定」という。）をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第35条及び第36条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第22条 個人情報の開示は、個人情報が記録された公文書の当該個人情報に係る部分につき、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはこれらに準ずる方法としてその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行うものとする。

2 実施機関は、閲覧又は写しの交付の方法による個人情報の開示にあつては、当該個人情報が記録された公文書が汚損し、又は破損するおそれがあるときその他相当の理由があるときは、当該公文書を複写したものを閲覧に供し、又はその写しを交付することができる。

3 第14条第2項の規定は、個人情報の開示を受ける者について準用する。

（開示の請求の特例）

第23条 実施機関があらかじめ定めた自己情報に限り、開示請求者は、当該自己情報の本人であることを確認するために必要な書類を提示し、口頭により開示の請求をすることができる。

2 実施機関は、前項の規定による開示の請求があつたときは、本人であることを確認して、速やかに開示するものとする。

（費用の負担）

第24条 この条例の規定により個人情報が記録された公文書の写しの交付を受ける者は、規則で定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

第2節 訂正請求権

（訂正の請求）

第25条 何人も、第22条第1項及び第23条第2項により実施機関から開示を受けた自己に関する個人情報について事実と誤りがあると認めるときは、当該実施機関に対し、その訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。

2 第13条第2項の規定は、前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）について準用する。

（訂正請求の手續）

第26条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 訂正請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 訂正を求める内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 訂正請求をしようとする者は、当該訂正請求の内容が事実と合致することを証明する資料を実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

3 第14条第2項及び第3項の規定は、訂正請求について準用する。
(個人情報の訂正義務)

第27条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る個人情報の収集目的の達成に必要な範囲内で、当該個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する決定等)

第28条 実施機関は、訂正請求に係る個人情報の全部又は一部について訂正をするときは、その旨の決定をし、速やかに当該個人情報の訂正を行った上で、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求に係る個人情報の全部について訂正をしないときは、その旨の決定をし、速やかに訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、前2項の規定により訂正請求に係る個人情報の全部又は一部の訂正をしないときは、訂正請求をした者に対し、前2項に規定する書面により、その理由を示さなければならない。

(訂正決定等の期限)

第29条 前条第1項及び第2項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正請求があった日の翌日から起算して30日以内にならなければならない。ただし、第26条第3項において準用する第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 第19条第2項の規定は、訂正決定等について準用する。

3 第1項に規定する期間(前項の規定により当該期間の延長がなされた場合にあつては、当該延長後の期間)内に実施機関が訂正決定等をしないときは、訂正請求者は、不訂正決定があつたものとみなすことができる。

第3節 利用停止請求権

(利用停止の請求)

第30条 何人も、実施機関から開示を受けた自己に関する個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して他の法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- (1) 第7条の規定に違反して収集されているとき 当該個人情報の消去
- (2) 第8条の規定に違反して利用又は提供されているとき 当該個人情報の利用又は提

供の停止

(3) 第9条の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止

2 第13条第2項の規定は、前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）について準用する。

（利用停止請求の手続）

第31条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 利用停止請求をしようとする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 利用停止請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 利用停止を求める内容及び理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 第14条第2項及び第3項の規定は、利用停止請求について準用する。

（個人情報の利用停止義務）

第32条 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該個人情報の利用停止をすることにより、当該個人情報の収集目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に対する決定等）

第33条 実施機関は、利用停止請求に係る個人情報の全部又は一部について利用停止をするときは、その旨の決定をし、速やかに当該個人情報の利用停止を行った上で、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用停止請求に係る個人情報の全部について利用停止をしないときは、その旨の決定をし、速やかに利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、前2項の規定により利用停止請求に係る個人情報の全部又は一部の利用停止をしないときは、利用停止請求者に対し、前2項に規定する書面により、その理由を示さなければならない。

（利用停止決定等の期限）

第34条 前条第1項及び第2項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日の翌日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第31条第2項において準用する第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 第19条第2項の規定は、利用停止決定等について準用する。

3 第1項に規定する期間（前項の規定により当該期間の延長がなされた場合にあつては、当該延長後の期間）内に実施機関が利用停止決定等をしないときは、利用停止請求者は、利用不停止決定があつたものとみなすことができる。

第4章 不服申立て

(不服申立てがあった場合の手續)

第35条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てがあった場合は、決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに審査会に諮問しなければならない。

- (1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
- (2) 決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第37条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。
- (3) 決定で、不服申立てに係る訂正決定等（訂正請求に係る個人情報の全部を訂正する旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部の訂正をすることとするとき。
- (4) 決定で、不服申立てに係る利用停止決定等（利用停止請求に係る個人情報の全部の利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部の利用停止をすることとするとき。

2 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに当該不服申立てに対する決定を行わなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第36条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手續)

第37条 第21条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定
- (2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る個人情報を開示する旨の決定（第三者である参加人が当該個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第5章 雑則

(苦情の処理)

第38条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 広域連合長は、事業者が行う個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(広域連合長の助言)

第39条 広域連合長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、実施機関に対し、個人情報の保護について報告を求め、又は助言をすることができる。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第40条 広域連合長は、個人情報の保護を図るため必要があると認めるときは、国及び他の地方公共団体に協力を要請し、又は国及び他の地方公共団体の協力の要請に応じるものとする。

(運用状況の公表)

第41条 広域連合長は、毎年度1回、この条例の運用状況について取りまとめ、これを公表するものとする。

(他の法令等との調整)

第42条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

(1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報（同条第11項に規定する調査票情報をいう。次号において同じ。）に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報

(2) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報

(委任)

第43条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

第44条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は個人情報取扱事務受託者等が行う個人情報を取り扱う事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報を含む情報であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を第三者に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第45条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第46条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第47条 前3条の規定は、兵庫県の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第48条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示又は第23条第2項の規定による開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年11月27日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年9月3日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例

平成19年3月29日

条例第20号

(設置)

第1条 兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第18号。以下「情報公開条例」という。）に基づく情報公開制度及び兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第19号。以下「個人情報保護条例」という。）に基づく個人情報保護制度の公平かつ適正な運営を推進するため、兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 情報公開条例第2条第1号及び個人情報保護条例第2条第2号に規定する実施機関をいう。
- (2) 公文書 情報公開条例第2条第2号及び個人情報保護条例第2条第5号に規定する公文書をいう。
- (3) 個人情報 個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報をいう。

(所掌事務)

第3条 審査会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 情報公開条例第20条に規定する不服申立てに関して実施機関の諮問に応じて調査審議し、答申すること。
 - (2) 個人情報保護条例第35条に規定する不服申立てに関して実施機関の諮問に応じて調査審議し、答申すること。
 - (3) 前号に掲げるもののほか、個人情報保護条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
 - (4) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第27条第1項に規定する評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いに関する事項を調査審議すること。
- 2 審査会は、前項各号に掲げる事務を所掌するほか、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関して調査審議し、実施機関に意見を述べることができる。

(組織)

第4条 審査会は、委員7人以内をもって組織する。

(委員)

第5条 委員は、情報公開制度及び個人情報保護制度に関し識見を有する者のうちから、広域連合長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同

様とする。

(会長)

第6条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審査会の調査の権限)

第8条 審査会は、必要があると認めるときは、不服申立てに係る事件について諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）に対し、不服申立てのあった決定に係る公文書又は個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は個人情報の開示を求めることができない。

- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、不服申立てのあった決定に係る公文書又は個人情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問実施機関（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述等)

第9条 審査会は、不服申立人等から申出があったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出等)

第10条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

- 2 審査会は、前項の規定により不服申立人等から意見書又は資料が提出された場合には、不服申立人等（当該意見書又は資料を提出したものを除く。）にその旨を通知するものとする。

(提出資料の閲覧)

第11条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害

するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧又は写しの交付について、日時及び場所を指定することができる。

(費用の負担)

第12条 前条の規定により写しの交付を受けるものは、情報公開条例第19条又は個人情報保護条例第24条の規定の例により、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(調査審議手続の非公開)

第13条 審査会の行う不服申立てに係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申)

第14条 審査会は、諮問実施機関に対し、文書により答申しなければならない。

2 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(罰則)

第16条 第5条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 前項の規定は、兵庫県の区域外において同項の罪を犯した者にも適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年11月27日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年2月4日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。